

年 月 日

## 誓 約 書

北九州市海外水ビジネス推進協議会  
会長 清田 徳明 様

所在地又は住所 \_\_\_\_\_  
企業・団体名 \_\_\_\_\_  
代 表 者 名 \_\_\_\_\_ (印)

北九州市海外水ビジネス推進協議会の会員として入会するにあたり、当社は下記事項について誓約します。なお、この誓約に違背した場合は、貴協議会から会員の取消し等のいかなる措置を受けても異存ありません。

### 記

- 1 当社、及び当社の役員並びに使用人は、暴力団等の関係者ではありません。  
また、福岡県及び北九州市の暴力団排除条例を遵守し、暴力団や暴力団との関係がある企業等とは請負契約や私的交際等いかなる名目であっても関係を持たず、暴力団等の不当介入に対しては、北九州市や警察等の関係機関との協力の上、その排除に努めます。
- 2 今後とも建設業法、商法、独占禁止法等の関係法令を遵守し、社会から信用・信頼される企業づくりに努めるとともに、貴協議会の指導・要請等に誠実に対処します。

(誓約書補足事項)

(暴力団関与の場合の協議会からの排除)

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、会長は直ちに北九州市に報告すると共に、協議会から排除します。

- (1) 役員等（会員が個人である場合にはその者を、会員が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所若しくは事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- (7) その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第6号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 受注者が、第1号から第6号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（第7号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。